

9月1日以降に新規申請される方が対象

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

申 請 要 領

(申請のガイダンス)

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した
個人事業者等向け

2020年9月1日

「9/1～申請受付分」持続化給付金事務局

(中小企業庁 令和2年度補正「9/1～申請受付分」持続化給付金事務事業)

はじめに①

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

個人事業者は**100万円**まで

※ただし、昨年1年間の収入からの減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上(収入) - (2019年月平均比▲50%月の収入×12ヶ月)

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口 フリーダイヤル **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30～19:00(土曜日・祝日を除く日曜日～金曜日)

開設期間 9/1(火)～2/28(日) 予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

はじめに②

給付対象

フリーランスを含む個人事業者の方で、雇用契約によらない、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で、確定申告をしている方等が対象となります。

(確定申告において事業所得に係る収入がある方は対象外となりますので、「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請を行って下さい。)

給付対象の方の一例

- ・雇用契約によらず、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入がある方で、これらの収入を確定申告における主たる収入として、雑所得又は給与所得の収入として確定申告をした方
- ・委任契約に基づき、音楽教室や学習塾の講師など、「生徒を教える」という役割を委任されている方
- ・請負契約に基づき、成果物を納品されているエンジニアやプログラマー、WEBデザイナー、イラストレーター、ライターなど
- ・業務委託契約に基づき、化粧品や飲料など、特定取引先の商品を届け、集金する業務を委託されている方など

※上記の職種であっても、会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)は対象になりません。ただし、2019年中に独立・開業した場合は対象になり得ます。

給付対象外の方の一例

- ・確定申告書上で、事業所得で確定申告をした方(持続化給付金申請要領(個人事業者等向け))に従って申請を行って下さい。)
- ・被雇用者(会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。))
- ・被扶養者の方

※上記に該当しない方でも、暗号資産(仮想通貨)の売買収入、役員報酬など、事業活動によらない収入については給付額算定の対象外になります。

概略①(申請の流れ)

持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

スマホでも
できる！



持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると [マイページ] が作成されます

●基本情報
個人事業者の基本
事項と、ご連絡先

●売上額
入力すると、給付申請額
を自動計算！

●口座情報
【通帳の写し】を
アップロード！

を入力

5

必要書類を添付

- | | |
|--------------|----------------------|
| ①確定申告書第一表の控え | ④通帳の写し |
| ②対象月の売上台帳等 | ⑤本人確認書類の写し |
| ③国民健康保険証の写し | ⑥業務委託契約等収入があることを示す書類 |
- など

※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常の事業収入での申請に比べ、入金までに時間がかかります。
審査の結果、給付要件を満たさない場合には、給付されません。

概略②(申請のうち本登録の流れ)

宣誓・同意事項のチェック

持続化給付金を申請するにあたりP.10の8項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP.33へ

申請フォームの入力

収入等の情報

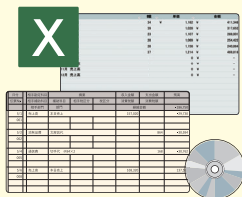
- ①2019年の収入情報
- ②2019年の月平均の収入

※2019年の月平均の収入は年間収入から自動的に1/12として計算されます。

- ③対象月の月間収入(2020年の売上減少月の金額)→【給付申請額】は自動計算されます

添付資料

- ①2019年分の確定申告書第一表の控え **計1枚**
※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(受付日時が印字)されていること。
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。
- ②対象月の業務委託契約等収入が分かるもの(2020年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること)
※売上台帳、帳面、その他の事業活動からの収入を示すもの(様式は自由です)。
- ③2019年の業務委託契約等収入があることを示す書類
※業務委託契約書、支払調書、源泉徴収票、通帳の写し等。
- ④申請者本人名義の国民健康保険証の写し



口座情報

- 金融機関名 ●金融機関コード ●支店名
- 支店コード ●種別(普通・当座) ●口座番号
- 口座名義人



添付資料

- ①申請者本人名義の口座通帳の写し
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ②本人確認書類の写し(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
 - (1)運転免許証(両面)
 - (2)個人番号カード(オモテ面のみ)
 - (3)写真付きの住民基本台帳カード
 - (4)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限り)
※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る
 - (1)～(4)を保有していない場合には、(5)又は(6)いずれかの組み合わせで代替することができる
 - (5)住民票の写し及びパスポートの両方
 - (6)住民票の写し及び各種健康保険証の両方

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

1. 申請の要件を確認する(給付対象者・不給付要件)

給付対象者・不給付要件

●給付対象者(特例によって異なる場合があります)

- (1) 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上されるもの(以下「業務委託契約等収入」という。)(売上)^{*1}を主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思があること。

^{*1} 詳細は次ページを参照下さい。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入(2019年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」欄に記載されるものを12で割ったもの)に比べて、業務委託契約等収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)があること。

※対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※対象月の収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

- (3) 2019年以前から被雇用者^{*}又は被扶養者ではないこと

※会社等に雇用されている方(サラリーマンの方、パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。)をいいます。ただし、2019年中に独立・開業した場合は対象になり得ます。

- (4) 2019年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない(又は「0円」)こと

(4)で確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がある方は対象外です。持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)に従って申請して下さい。

注:一度給付を受けた方は、再度申請することができません。

●不給付要件

下記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する (業務委託契約等収入)

業務委託契約等収入

(1)業務委託契約等収入とは以下の①及び②を満たすものを指します。

- ①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること
②税務上、雑所得又は給与所得の収入として計上される収入であること

※その全部又は一部について、事務局に提出する証拠書類等により、事業活動によるものであることを示せる必要があります。

(2)「主たる収入」であるかは、2019年の確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。

- ①確定申告書第一表における「収入金額等」の欄(「総合譲渡」、「一時」を除く。)のうち、「雑 その他」又は「給与」の欄(以下の図の㊦又は㊧)に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分(㊤～㊧)の中で最も大きいこと。

- ②確定申告書第三表に記載される収入金額(譲渡所得、退職所得の収入を除く。)に、事業活動からの収入が含まれる「雑　その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

※㊦㊧欄の両方に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算(ただし、事業活動以外の収入は差し引く。)して2019年の年間業務委託契約等収入とします。

※ただし、「事業収入」(以下の図の㊶又は㊷)がある場合には、対象外です。「申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請して下さい。

※給与収入で確定申告義務がない場合は、P.34を参照下さい。

確定申告書第一表(B様式)

税務署長 令和 〇 年分の 所得税及びの 申告書B FA0125

住所 氏名 性別 年齢 生年 月 日 職業 役職 番号 配偶者の氏名 配偶者の生年 月 日 配偶者の職業 配偶者の役職 番号 配偶者の生年 月 日 配偶者の職業 配偶者の役職 番号

収入金額等 所得金額 所得から差し引かれる金額

事業所得 ① 農業所得 ② 不動産所得 ③ 配当所得 ④ 雑所得 ⑤ 雑所得 ⑥ 雑所得 ⑦ 雑所得 ⑧ 雑所得 ⑨ 雑所得 ⑩ 雑所得 ⑪ 雑所得 ⑫ 雑所得 ⑬ 雑所得 ⑭ 雑所得 ⑮ 雑所得 ⑯ 雑所得 ⑰ 雑所得 ⑱ 雑所得 ⑲ 雑所得 ⑳ 雑所得 ㉑ 雑所得 ㉒ 雑所得 ㉓ 雑所得 ㉔ 雑所得 ㉕ 雑所得 ㉖ 雑所得 ㉗ 雑所得 ㉘ 雑所得 ㉙ 雑所得 ㉚ 雑所得 ㉛ 雑所得 ㉜ 雑所得 ㉝ 雑所得 ㉞ 雑所得 ㉟ 雑所得 ㊱ 雑所得 ㊲ 雑所得 ㊳ 雑所得 ㊴ 雑所得 ㊵ 雑所得 ㊶ 雑所得 ㊷ 雑所得 ㊸ 雑所得 ㊹ 雑所得 ㊺ 雑所得 ㊻ 雑所得 ㊼ 雑所得 ㊽ 雑所得 ㊾ 雑所得 ㊿ 雑所得

社会保険料控除 ① 小規模企業共済等控除 ② 生命保険料控除 ③ 地震保険料控除 ④ 宅地等取得費控除 ⑤ 学費控除 ⑥ 扶養控除 ⑦ 基礎控除 ⑧ 基礎控除 ⑨ 基礎控除 ⑩ 基礎控除 ⑪ 基礎控除 ⑫ 基礎控除 ⑬ 基礎控除 ⑭ 基礎控除 ⑮ 基礎控除 ⑯ 基礎控除 ⑰ 基礎控除 ⑱ 基礎控除 ⑲ 基礎控除 ⑳ 基礎控除 ㉑ 基礎控除 ㉒ 基礎控除 ㉓ 基礎控除 ㉔ 基礎控除 ㉕ 基礎控除 ㉖ 基礎控除 ㉗ 基礎控除 ㉘ 基礎控除 ㉙ 基礎控除 ㉚ 基礎控除 ㉛ 基礎控除 ㉜ 基礎控除 ㉝ 基礎控除 ㉞ 基礎控除 ㉟ 基礎控除 ㊱ 基礎控除 ㊲ 基礎控除 ㊳ 基礎控除 ㊴ 基礎控除 ㊵ 基礎控除 ㊶ 基礎控除 ㊷ 基礎控除 ㊸ 基礎控除 ㊹ 基礎控除 ㊺ 基礎控除 ㊻ 基礎控除 ㊼ 基礎控除 ㊽ 基礎控除 ㊾ 基礎控除 ㊿ 基礎控除

申告額に差し引く金額 ① 申告額に差し引く金額 ② 申告額に差し引く金額 ③ 申告額に差し引く金額 ④ 申告額に差し引く金額 ⑤ 申告額に差し引く金額 ⑥ 申告額に差し引く金額 ⑦ 申告額に差し引く金額 ⑧ 申告額に差し引く金額 ⑨ 申告額に差し引く金額 ⑩ 申告額に差し引く金額 ⑪ 申告額に差し引く金額 ⑫ 申告額に差し引く金額 ⑬ 申告額に差し引く金額 ⑭ 申告額に差し引く金額 ⑮ 申告額に差し引く金額 ⑯ 申告額に差し引く金額 ⑰ 申告額に差し引く金額 ⑱ 申告額に差し引く金額 ⑲ 申告額に差し引く金額 ⑳ 申告額に差し引く金額 ㉑ 申告額に差し引く金額 ㉒ 申告額に差し引く金額 ㉓ 申告額に差し引く金額 ㉔ 申告額に差し引く金額 ㉕ 申告額に差し引く金額 ㉖ 申告額に差し引く金額 ㉗ 申告額に差し引く金額 ㉘ 申告額に差し引く金額 ㉙ 申告額に差し引く金額 ㉚ 申告額に差し引く金額 ㉛ 申告額に差し引く金額 ㉜ 申告額に差し引く金額 ㉝ 申告額に差し引く金額 ㉞ 申告額に差し引く金額 ㉟ 申告額に差し引く金額 ㊱ 申告額に差し引く金額 ㊲ 申告額に差し引く金額 ㊳ 申告額に差し引く金額 ㊴ 申告額に差し引く金額 ㊵ 申告額に差し引く金額 ㊶ 申告額に差し引く金額 ㊷ 申告額に差し引く金額 ㊸ 申告額に差し引く金額 ㊹ 申告額に差し引く金額 ㊺ 申告額に差し引く金額 ㊻ 申告額に差し引く金額 ㊼ 申告額に差し引く金額 ㊽ 申告額に差し引く金額 ㊾ 申告額に差し引く金額 ㊿ 申告額に差し引く金額

㊦又は㊧に記載がある(「0円」でない)場合は「申請要領(個人事業者等向け)」で申請して下さい

収入金額のうち、㊸又は㊹のみ対象。
㊵～㊹の中で、事業活動に基づく収入
が最大である必要があります。

※A様式の場合、一部項目が申告書にありませんが、同様の基準で考えます。

1. 申請の要件を確認する(申請期間・方法)

申請期間・方法

(1) 申請期間

給付金の申請期間は**令和2年6月29日**から**令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2) 申請方法

持続化給付金の申請用HP(<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)からの電子申請。

(電子申請の詳細はP13～を参照して下さい。)

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請して下さい。

■入力必須事項

- | | | |
|----------------------------|----------------------|--------|
| ①屋号・雅号(屋号・雅号がない場合は不要) | ②業種 | ③申請者住所 |
| ④申請者氏名 | ⑤生年月日 | ⑥連絡先 |
| ⑦年間業務委託契約等収入(売上)及び収入に関する情報 | ⑧対象月 | |
| ⑨対象月の業務委託契約等収入(売上) | ⑩申請者本人名義の振込先口座に関する情報 | |

■申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え等
- (イ) 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
- (ウ) P.25の業務委託契約等収入があることを示す書類(アの収入が業務委託契約等収入であることを示すもの。)
- (エ) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
- (オ) 申請者本人名義の振込先口座通帳の写し
- (カ) P.24の本人確認書類
- (キ) その他事務局等が必要と認める書類

※(ア)について、2019年分の**確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印**(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。**自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。**これらの提出が難しい場合には、P.17をご覧ください。

(参考)「受信通知(メール詳細)」及び「申告データ(確定申告書第一表等)」の確認方法について(令和2年5月12日)

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm)

※(イ)については、対象月の収入額(合計額)がわかる売上台帳等を提出して下さい。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

1. 申請の要件を確認する(宣誓・同意事項)

宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の8項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。
(申請画面にて、宣誓・同意いただきます。)

●宣誓・同意事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること (P.7参照)
- (2) 入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- (3) 給付額の算定に当たって用いる業務委託契約等収入の金額について、個人事業者等としての事業活動以外からの収入が含まれていないこと (事業活動以外からの収入の例: 独立前の被雇用者としての給与収入、役員報酬、暗号資産(仮想通貨)の売買収入等)
- (4) 不給付要件に該当しないこと (P.7参照)
- (5) 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (6) 不正受給が判明した場合には、持続化給付金給付規程(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)に従い給付金の返還等を行うこと
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- (8) 持続化給付金給付規程(主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)に従うこと

1. 申請の要件を確認する(給付額の算定方法)

給付額の算定方法

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間業務委託契約等収入(売上)から、対象月の業務委託契約等収入(売上)に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間の業務委託契約等収入が、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比べて50%以下となる月で任意で選択した月を【**対象月**】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

■ 給付額の算定式

S: 給付額(上限100万円)

A: 2019年の年間業務委託契約等収入

B: 対象月の業務委託契約等収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

1. 申請の要件を確認する(算定例)

給付額の算定例

■算定例1(2020年4月を対象月とした場合)

2019年の年間業務委託契約等収入:300万円

※月平均の業務委託契約等収入:300万円/12=25万円

2020年4月の業務委託契約等収入:10万円 ← 60%減

【2019年・2020年の収入例①(単位は「万円」)】

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

⇒2019年の月平均の収入が25万円、2020年4月の収入が10万円であり、50%以上減少している(60%減)ため給付対象

【給付額】

180万円=300万円-10万円×12

180万円>100万円(上限額)

給付額100万円

■算定例2(2020年4月を対象月とした場合)

2019年の年間業務委託契約等収入:300万円

※月平均の業務委託契約等収入:300万円/12=25万円

2020年4月の業務委託契約等収入:20万円 ← 20%減

【2019年・2020年の収入例②(単位は「万円」)】

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	20								

⇒2019年の月平均の収入が25万円、2020年4月の収入が20万円であり、50%以上減少していない(20%減)ため給付対象外

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

2. 申請する(基本情報・口座情報の入力)

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください、ない場合、入力は不要です
②	業種(日本産業分類)	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください(申請画面で選択式)
③	申請者住所	本人確認書類と同じ 郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
④	書類送付先	②と同じ場合は記載不要 郵便番号・住所(都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等)
⑤	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑥	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑦	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑧	申請者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑨	年間業務委託契約等収入	2019年の雇用契約によらない業務委託契約書等に基づく事業活動からの収入額(「 雑その他 」又は「 給与 」の中に含まれるもの)を入力してください。
⑩	収入に関する情報	確定申告書に基づき、 2019年の収入に関する情報 を入力してください
⑪	対象月	対象月 を入力してください
⑫	対象月の業務委託契約等収入(売上)	2020年の対象月の業務委託契約等収入(売上) を入力してください
⑬	確定申告書類の収受印日付	確定申告書別表一の控えに押印されている収受印の日付を入力してください

口座情報の入力

①	金融機関名	銀行名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード(4桁の数字)
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード(3桁の数字)
⑤	種別	普通預金/当座預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	申請者名と一致するもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2. 申請する(収入金額の入力①)

Web申請 収入金額入力画面

<申請画面での入力手順1 / 3>

①添付書類として提出する2019年の確定申告書第一表をお手元にご用意の上、各項目に確定申告書の金額を転記して下さい(転記する該当部分はP.8参照)。

⇒「給与」(㊸)のうち業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(α)」及び「雑 その他」(㊹)のうち業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(β)」に、㊸及び㊹の金額が自動入力されます。

<申請画面での入力手順2 / 3>

②-1「給与」(㊸)のうち業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(α)」の金額の中に事業活動以外からの収入が含まれる場合、αの金額を事業活動による収入(業務委託契約等収入)のみに修正して下さい。

②-2「雑 その他」(㊹)のうち業務委託契約等に基づく事業活動からの収入(β)」の金額の中に事業活動以外からの収入が含まれる場合、βの金額を事業活動による収入(業務委託契約等収入)のみに修正して下さい。

(「独立前の被雇用者としての給与収入」、「役員を務める会社の役員報酬」、「暗号資産(仮想通貨)の売買収入」などの事業活動以外からの収入は含めることができないため、事業活動以外からの収入を差し引いた数字に修正して下さい。)

※α及びβの合算がA欄に自動入力され、給付額算定時の2019年の年間収入となります。

Aの欄に事業活動以外からの収入が含まれていることが発覚した場合、不正受給とみなされ、返還を求めるとともに、延滞金の請求、氏名等の公表、刑事告発等を行う場合があります。

2. 申請する(収入金額の入力②)

Web申請 収入金額入力画面

※単位は「円」です

称号	④		円
配当	⑤		円
給与	⑥		円
雑			
公的年金	⑦		円
その他	⑧		円
総合課税			
短期	⑨		
長期	⑩		
一時	⑪		

確認事項

☐ 上記の他に、主たる収入となるような収入はありません

☒ 上記の「⑥ 給与」のうち、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入 円

☒ 上記の「⑦ 公的年金」のうち、業務委託契約等に基づく事業活動からの収入 円

上記の収入を申請した書類 選択してください

2019年の年間業務委託契約等収入(売上)(自動計算) + = 0円

基準金額(自動計算) ÷ 12ヶ月 = 円

売上減少の対象月

2020年度

対象月を選択してください。

対象月の業務委託契約等収入(売上) 円

給付条件

✕ 条件1 対象月の業務委託契約等収入が基準金額比(給与・雑所得の月平均金額)で50%以上減少している。

✕ 条件2 給付予定額が0円より多い。

✕ 0円(上限100万円) 給付対象外です。

次へ進む

[このサイトについて](#) [サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#)

※申請画面は変更になる場合があります。

「給付申請額」が自動で計算されますので、誤り(桁の間違いなど)がないか、必ず確認して下さい。

<申請画面での入力手順3 / 3>

③「売上減少の対象月」と「対象月の業務委託契約等収入(B)」を入力して下さい。

⇒給付申請額が自動で算定され、入力されます。給付申請額は申請後に変更できませんので、誤り(桁の間違いなど)がないか今一度確認して下さい。

※「対象月」とは、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて、業務委託契約等収入が50%以上減少した月に限ります。2020年1月から申請を行う月の属する月の前月までの間で、収入が50%以上減少した月を任意に選択して下さい。

※「対象月の業務委託契約等収入」とは、「対象月」の業務委託契約等収入のことで、P.21に従って提出する「売上台帳」等に記載される月間収入のことをさします。

2. 申請する(証拠書類等の添付)

証拠書類等の種類

■申請するにあたり下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類	・確定申告書第一表の控え(1枚)	P.18
②	対象月の売上台帳等	・2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	P.21
③	国民健康保険被保険者証の写し	・申請者名義の国民健康保険証の写し	P.22
④	通帳の写し	・銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・口座番号・口座名義人が確認できるもの	P.23
⑤	本人確認書類の写し	・本人確認書類の写し	P.24
⑥	業務委託契約等収入があることを示す書類(①の収入が業務委託契約等収入であることを示すもの)	・業務委託契約書 ・支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し ・通帳の写し 等	P.25) P.30

【確定申告書類について(原則)】

確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること(自宅からのe-Taxによる申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」を添付すること)が必要です。(P.18・19)

※なお、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、給与として受け取っているため、確定申告義務がなく、確定申告していない方に限り、確定申告書第一表の控えを、税理士の確認を受けた「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」で代替することができます。(P.35)

【例外1】

収受日付印(受付日時の印字)又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在せず、上記によらない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(総所得金額の記載のみで可)を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。(P.20)

【例外2】

例外1によることもできず、「納税証明書(その2所得金額用)」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、また、確認の結果、給付金の給付ができない場合があります。

納税証明書
(その2所得金額用)

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい(請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。)。詳しくは国税庁(e-Tax)のHPをご覧ください。

(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

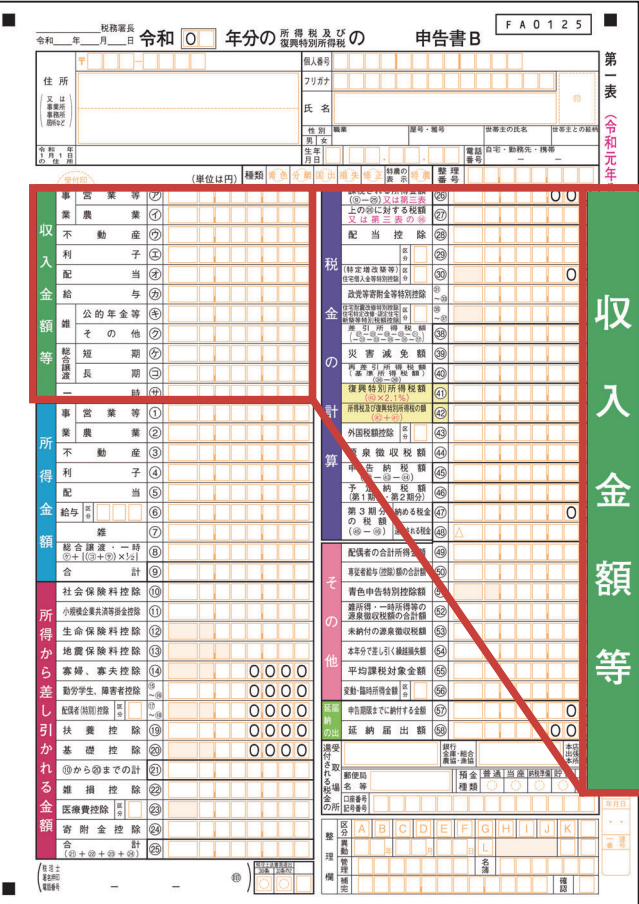
2. 申請する(証拠書類等の添付①-1確定申告書)

①-1 確定申告書類

● 確定申告書第一表の控え(1枚)

→ 2019年分を提出して下さい
※確定申告書第一表の控えには**収受日付印**が押印(受付日時が印字)されていること。

■ 確定申告書第一表(1枚)

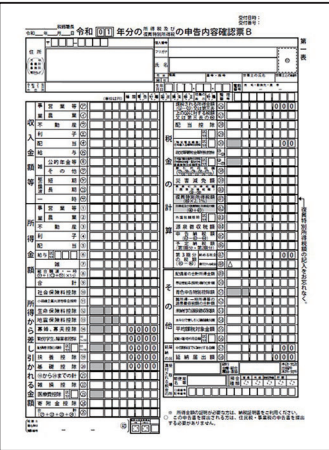


確定申告書第一表(1枚)の控え。左側の欄には「収入金額等」の項目があり、右側の欄には「所得金額」の項目があります。赤い枠で「収入金額等」の欄が囲まれています。

事業収入の欄に記載がある(「0円」でない)方は対象外です。「持続化給付金申請要領(個人事業者等向け)」に従って申請して下さい。

収入金額等	所得金額
事業収入	事業収入
不動産収入	不動産収入
配当	配当
雑収入	雑収入
給与	給与
公的年金等	公的年金等
その他	その他
短期	短期
長期	長期
一時	一時

「収入金額等」の「給与」又は「雑 その他」のみ対象



税務署でe-Taxにて確定申告した場合

- ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.19を参照して下さい。
- ※紙での申請を行っており、収受日付印の押印がない場合、P.20を参照して下さい。
- ※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-2 e-Tax)

①-2 確定申告書類 e-Tax –確定申告書(2枚)–

■受信通知(メール詳細)(1枚)

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	東税務署
利用者識別番号	1987311913108026
氏名又は名称	システム間
受付番号	20200330084142711518
受付日時	2020/03/30 08:41:42
年分	令和01年分
種目	所得税及び厚労特別所得税
所得金額	—
第3期分の税額	納める税金 — 還付される税金 —
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。



<確定申告書第一表>(1枚)

令和01年分の所得税及び厚労特別所得税の申告内容確認票

住所: 〒111-0000 東京都千代田区千代田1-1-1
氏名: 〇〇〇〇 〇〇〇〇
生年月日: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇
職業: 〇〇〇〇 〇〇〇〇
収入等: 〇〇〇〇 〇〇〇〇
所得金額: 〇〇〇〇 〇〇〇〇
所得から差し引かれる金額: 〇〇〇〇 〇〇〇〇
所得金額: 〇〇〇〇 〇〇〇〇

※確定申告書第一表の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについて、受信通知(メール詳細)の添付は不要とします。

※e-Taxを通じて申請を行っており、受信通知(メール詳細)がない場合、P.20を参照して下さい。
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付①-3特例)

①-3 確定申告書類 収受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合

■納税証明書(その2所得金額用)(1枚)

納税証明書 (その2 所得金額用)			
住 所(納税地)			
氏 名(名 姓)			
税 目			
年 分	所 得 金 額		備 考
	申 告 額	更正・決定後の額	

(備 考)
☐ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は抗告審判しくは国税局（国庫事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

印章（印明） 号

上記のとおり、正確ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長

税務事務所

收受日付印又は受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2 所得金額用)」「総所得金額の記載のみで可)を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは [国税庁のHP](#) をご覧下さい。

<確定申告書第一表>

税務署長 令和 年 月 日 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

住所 氏名 生年 月 日 職業 配偶者 氏名 住所主との関係 電話番号 役所、勤務先、郵便番号

第一表

令和元年分以降用

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

(単位は円) 種類		金 額		所得金額		所得から差し引かれる金額		所得金額			
収入金額等	営業業等	ア		税 算	課税される所得金額	26		その他	配当控除	28	
	農業業	イ			配当控除	29					
	不動産	ロ			源泉徴収税額	44					
	利子	ハ			申告納税額	45					
	配当	ニ			予定納税額	46					
	給付	ホ			第3期分納める税金の税額	47					
	公的年金等	ヘ			第3期分納める税金の税額	48					
	その他	セ			配属者の合計所得金額	49					
	短期長期一時	ソ			青色申告特別控除額	50					
	事業業等	①			雑所得、一時所得等の源泉徴収税額の合計額	51					
所得金額	農業業	②		その 他	未納付の源泉徴収税額	52		延 納 出 払	延納出払額	57	
	不動産	③			平均課税対象金額	55					
	利子	④			申告期間までに納付する金額	56					
	配当	⑤			延納出払額	58					
	給付	⑥			申告期間までに納付する金額	59					
	雑	⑦			申告期間までに納付する金額	60					
	総合課税、一時	⑧			申告期間までに納付する金額	61					
	合 計	⑨			申告期間までに納付する金額	62					
	社会保険控除	10			申告期間までに納付する金額	63					
	所得から差し引かれる金額	小規模企業共済等掛金控除	11			延 納 出 払	申告期間までに納付する金額		64		延 納 出 払
生命保険控除		12		申告期間までに納付する金額	66						
地震保険控除		13		申告期間までに納付する金額	67						
寡婦、寡夫控除		14		申告期間までに納付する金額	68						
勤労学生、障害者控除		15		申告期間までに納付する金額	69						
配偶者の扶養控除		16		申告期間までに納付する金額	70						
扶養控除		17		申告期間までに納付する金額	71						
基礎控除		18		申告期間までに納付する金額	72						
⑩から⑮までの計		20		申告期間までに納付する金額	73						
雑損控除		22		申告期間までに納付する金額	74						
所得金額	医療費控除	23		延 納 出 払	申告期間までに納付する金額	75		延 納 出 払	申告期間までに納付する金額	76	
	寄附金控除	24			申告期間までに納付する金額	77					
	合 計	25			申告期間までに納付する金額	78					
	⑩から⑮までの計	26			申告期間までに納付する金額	79					
	雑損控除	27			申告期間までに納付する金額	80					
	医療費控除	28			申告期間までに納付する金額	81					
	寄附金控除	29			申告期間までに納付する金額	82					
	合 計	30			申告期間までに納付する金額	83					
	⑩から⑮までの計	31			申告期間までに納付する金額	84					
	雑損控除	32			申告期間までに納付する金額	85					

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

申告書作成済

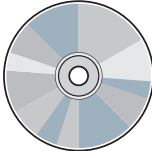
※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印(受付日時の印字)は不要です
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付②売上台帳等)

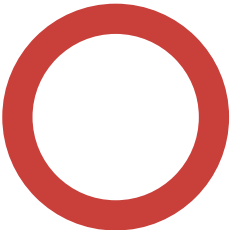
②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の収入額(合計額)がわかる売上台帳等を提出して下さい。
フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の収入であること及び対象月の業務委託契約等収入の合計額を確認できる資料を提出して下さい。(「2020年●月」や「合計●円」が明確に記載されている等)

経理ソフトから抽出した売上データ



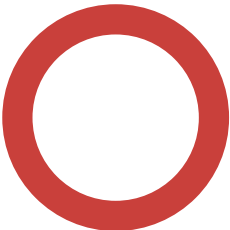
日付	相手勘定科目	摘要	収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手部門	部門	消費税額	消費税額	
			繰越金額		-186,750
5/1	売上高	本日売上	157,020		-29,730
001					
5/2	消耗品費	文房具代		864	-30,594
002					
5/4	通信費	切手代 @84×2		168	-30,762
005					
5/6	売上高	本日売上	168,320		137,558
008					



エクセルで作成した売上データ



摘要	数量	単価	金額
3月 売上高	354	1,162 ¥	411,348
4月 売上高	309	1,028 ¥	317,652
5月 売上高	243	1,107 ¥	269,001
6月 売上高	228	1,069 ¥	254,422
7月 売上高	218	1,158 ¥	240,864
8月 売上高	367	1,214 ¥	469,818
9月 売上高	0	0 ¥	-
10月 売上高	0	0 ¥	-
11月 売上高	0	0 ¥	-
12月 売上高	0	0 ¥	-



手書きの売上台帳のコピーなど



売上伝票

○

株式会社

様

年 月 日 ()

品 名

数量

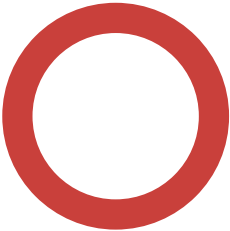
単 価

金 額

消費税

合計

○



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付③国民健康保険)

③ 国民健康保険証

申請者本人名義の国民健康保険証(オモテ面のみ)

[illegible]

※有効期限内であるものの提出をお願いします。

※原則として資格取得日が2019年以前のものに限ります。

※制度上の理由により、国民健康保険証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類		
任意継続被保険者	①	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②の いずれか
	②	健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)		
中小企業協同組合法 第3条第4号に規定する「企業組合」に属する 個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は 企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。)		1枚の書類 で①②を示 すもの

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付④通帳の写し)

④通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写し。

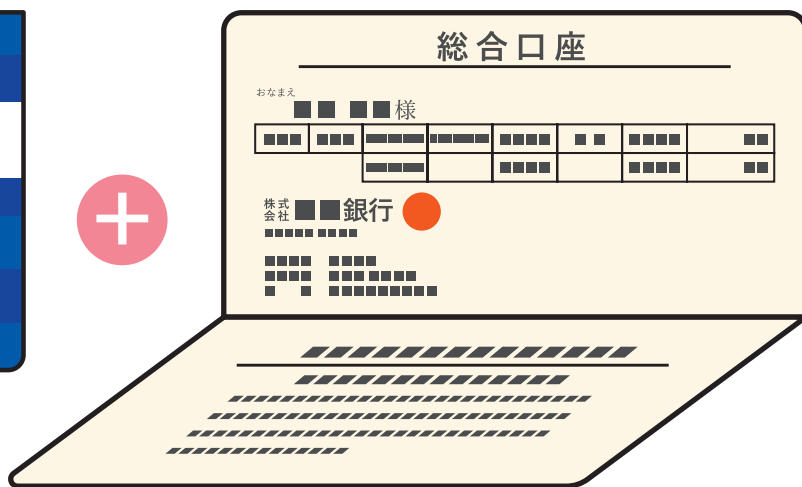
銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

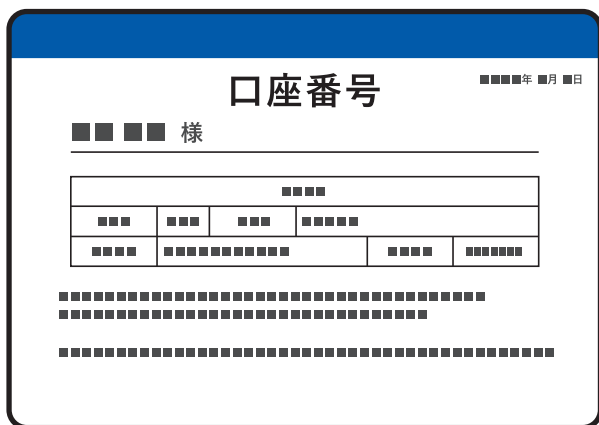
●通帳のオモテ面



●通帳を開いた1・2ページ目



●電子手帳 画面コピー



!!ご注意下さい!!

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込がができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(証拠書類等の添付⑤本人確認書類)

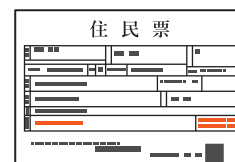
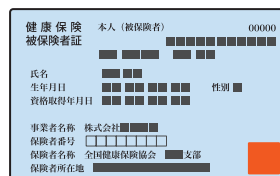
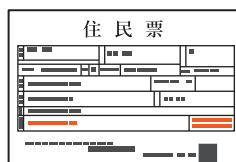
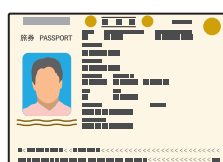
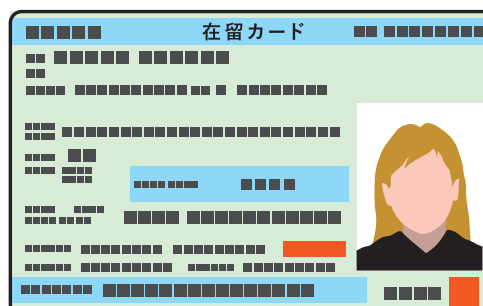
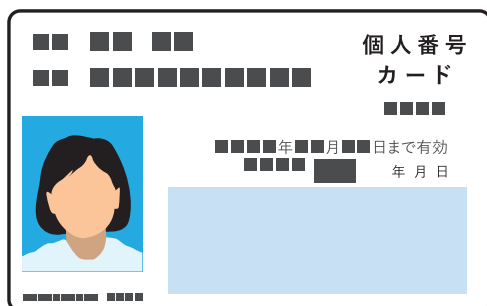
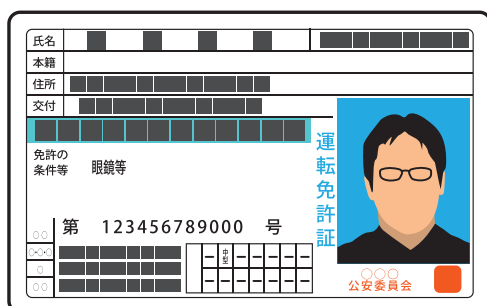
⑤本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

- (1) 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
 - (2) 個人番号カード(オモテ面のみ)
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)
- ※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(⑥業務委託契約等収入があることを示す書類)

⑥業務委託契約等収入があることを示す書類

■2019年の収入が業務委託契約書等収入であることを示す書類として下記の①～③の3種類の書類の中からいずれか2つの書類(詳細は次ページ)の提出が必要となります。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の1つの業務委託契約等に関する①～③の書類を提出いただければ問題ありません。

※スキャン画像だけでなく、スマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

※いずれの書類も、2019年中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限り、また、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限り、ます。

	業務委託契約等収入があることを示す書類の名前	書類等の内容	参照
	業務委託契約書等	・報酬支払者との業務委託契約等の契約書	P.27
①	持続化給付金業務委託契約等契約申立書	・報酬支払者と契約があったことを証する書類	P.28
	支払調書(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの	P.29
②	源泉徴収票(2019(令和元)年分)	・支払者が発行したもの。①との組み合わせが必須	
	支払明細書	・支払者の署名又は記名押印のあるもの	
③	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬が支払われたことがわかる部分	P.30

①業務委託契約書等又は持続化給付金業務委託契約等契約申立書

①-1【業務委託契約書等】

申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書(全てのページ)で、申請者ではない契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

①-2【持続化給付金業務委託契約等契約申立書】

(事務局が定める様式)申請者が業務委託等の契約を締結していたことを証する申立書で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し

②-1【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票(お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。)

②-2【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書(様式は問いません。ただし、支払者の署名又は記名押印のあるものに限り、署名又は記名押印は事後的に追加いただいても構いません。)

③通帳の写し

契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳。
(申請者本人名義であることが分かるページ及び業務委託契約での報酬が支払われたことが分かるページ(該当箇所が分かるようにマーカーなどで印をつけて下さい))

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(業務委託契約等収入があることを示す書類の一覧)

業務委託契約等収入があることを示す書類組み合わせ表

「業務委託契約等収入があることを示す書類」については、以下の組み合わせでご提出いただくことができます。

(例: 1つめの書類として、「業務委託契約書等」を選んだ場合は、2つめの書類は②のどれか1つ又は③の通帳の写し)

				1つめの書類					
				① 業務委託契約書等又は持続化 給付金業務委託契約等 契約申立書		② 支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し			③ 通帳の写し
				どちらか1つ		どれか1つ			
				業務委託 契約書等	持続化給付金 業務委託契約 等契約申立書	支払調書 の写し	源泉徴収票 の写し	支払明細書 (署名又は記名 押印)の写し	通帳の写し
2 つ め の 書 類	①	ど ち ら か 1 つ	業務委託 契約書等			○	○	○	○
			持続化給付金 業務委託契約等 契約申立書			○	○	○	○
	②	ど れ か 1 つ	支払調書 の写し	○	○				○
			源泉徴収票 の写し	○ (※)	○ (※)				
			支払明細書 (署名又は記名 押印)の写し	○ (※)	○ (※)				○
	③		通帳の写し	○	○	○		○	

※1つめの書類で「源泉徴収票」又は「給与に係る支払明細書(給与明細等)」を選んだ場合は①のいずれかが必須となります。(「源泉徴収票と通帳の写し」、「支払明細書と通帳の写し」を提出しての申請はできません)

●①の「業務委託契約書等」と「持続化給付金業務委託契約等契約申立書」の2つを組み合わせで提出することはできません。また、②の「支払調書」と「源泉徴収票」と「支払明細書」の写しの中の2つを組み合わせで提出することはできません。

●どの組み合わせで提出いただく場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りです。

(例: 業務委託契約書の「発注者」と、支払調書の「支払者」が同一 等)

2. 申請する(業務委託等の契約書)

①-1 業務委託契約等の契約書(業務委託契約書等)

業務委託契約書	
株式会社A(以下「甲」という)と株式会社B(以下「乙」という)とは、次のとおり業務委託契約を締結した。	いよう留意する。 2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。
(業務委託の内容) 第1条 甲は、以下の業務(以下「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。 (1) ○の助言・指導業務 (2) ○に関する情報提供業務	本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。 平成○○年○○月○○日
(契約期間) 第2条 本件業務は、本契約締結日から平成○○年○○月○○日までとする。	甲 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社 A 代表取締役 ○○ ○○ 印 乙 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号 株式会社 B 代表取締役 ○○ ○○ 印 ↑
(業務の対価) 第3条 本件業務の対価は、月額金○円とする。	
(対価の支払条件) 第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月25日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。	
(業務の実施) 第5条 乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付し、甲の指示に従わなければならない。	
(善管注意義務) 第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。	
(著作権の帰属) 第7条 1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で独占的に利用することができ、乙はこれを異議なく許諾する。 2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。	・契約を締結した当事者の署名又は記名押印(署名等)があるもの ・ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません
(第三者の権利侵害) 第8条 1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利(以下「著作権等」という)に抵触しない	

【業務委託契約書等】

○申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等

(委任契約、準委任契約、請負契約等)の契約書(全ページ。様式は問いません。)で、契約を締結した当事者の**署名又は記名押印(署名等)**があるもの(申請者の署名等がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません)。

※申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限り(申請者が発注者の場合等は認められません)。

※業務委託契約等の契約内容が分からないもの(内容・期間・報酬の記載がない等)は認められない場合があります。

※また、契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに個人事業者としての事業活動によらないと考えられる契約書については、契約の内容にかかわらず認められません。

※業務委託契約書等は、内容の確認に時間を要する可能性があります。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(業務委託が行われたことを示す申立書)

①-2 持続化給付金業務委託契約等契約申立書(事務局様式)

作成した日付を記載 して下さい。	年 月 日
署名又は記名押印	持続化給付金事務局 殿 (申請者住所) (申請者氏名) (申請者連絡先) 印 (契約者住所) (契約者の名称又は氏名) (契約者連絡先) 印 持続化給付金業務委託契約等契約申立書
申請者の名称、契約 の相手方の法人名・ 名称等を記入してく ださい。	●●(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない●●(申請者氏名)は、持続化給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年1月1日から12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。 なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、持続化給付金申請規定における不正受給等に該当するものとします。
業務内容、契約締結 の期間、契約に基づ く報酬額について、 簡潔に記載してくだ さい。	記 1 業務委託契約等の内容 2 業務委託契約等の期間 3 業務委託契約等の報酬等 以上 注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。 注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。

【持続化給付金業務委託契約等契約申立書】

○申請者及び業務委託契約等の発注者が業務委託契約等を締結していたことを証する申立書(事務局が定める様式)で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印があるもの。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(支払調書・源泉徴収票・支払明細書)

②支払調書・源泉徴収票・支払明細書

【支払調書の写し】又は【源泉徴収票の写し】

業務委託契約等によって支払われた報酬等について、支払者が発行した支払調書(「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る)又は源泉徴収票(「給与所得の源泉徴収票」に限る)

※2019(令和元)年分に限りです。お手元がない場合、委託元に再発行を依頼して下さい。なお、源泉徴収票を提出される場合は、P.27又はP.28のいずれかの書面が必須となります。

令和 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書													
支払を受ける者	住所(居所) 又は所在地												
	氏名又は 名称	個人番号又は法人番号											
区 分	細 目	支 払 金 額				源泉徴収税額							
		内	千	円	内	千	円						
(摘要)													
支払者	住所(居所) 又は所在地												
	氏名又は 名称	個人番号又は法人番号											
		(電話)											
整 理 欄		①				②							

[illegible]

【支払明細書の写し】

業務委託契約等に基づき報酬等が支払われたことを示す明細書で、**支払者の署名又は記名押印のあるもの。**

※様式は問いませんが、「支払者が発行した2019年の支払
を示す明細書で、支払者、支払先(申請者)、金額、時期が
分かるもの(又はこれに相当するもの)」に限ります。

※申請者が発行する領収書・請求書等、契約の履行を示すものではない見積書・発注書等は認められません。給与に係る支払明細書の場合には、源泉徴収票と同様に、P.27又はP.28のいずれかの書類が必須となります。

※支払者の署名又は記名押印は事後的に追加いたっても
構いません。

※確認に時間がかかり、また、確認の結果給付できない場合があります。

署名又は記名押印

[illegible]

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(通帳の写し)

③通帳の写し(名義人及び報酬の支払いが分かるページ)

①通帳の名義人が分かる部分



電子手帳 画面コピー

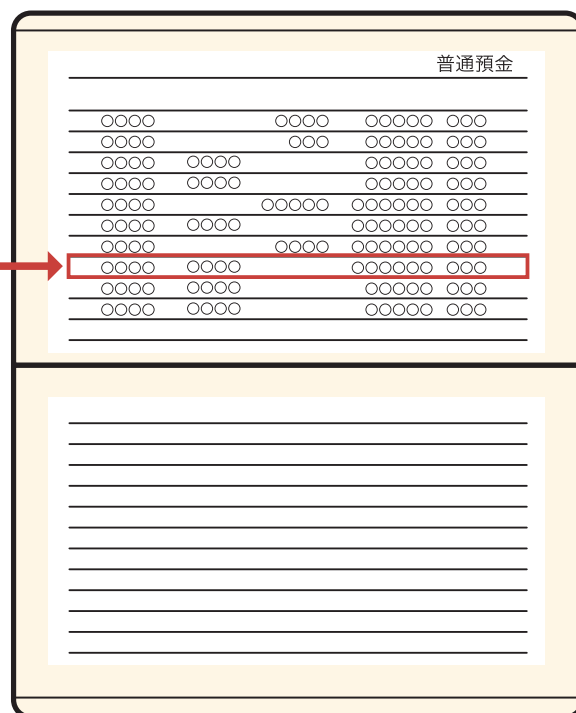


又は



②報酬が支払われたことが分かるページ

業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと(支払者・日付を含む)が分かる箇所にマーカーなどで印をつけた上で、該当ページの写しを提出下さい。



【通帳の写し】

○契約先から報酬等の支払いがあったことを示す申請者本人名義の通帳(以下の①②の双方が必要です)。

①通帳の名義人(申請者本人名義)が分かる箇所を含むページ

②業務委託等による報酬が支払われたことが分かる箇所を含むページ

※なお、通帳に記載されている報酬の支払者(振込名義人)が、他の証拠書類等(業務委託契約書等)と一致(名称が全て表示されない場合は部分一致)する必要があります。

※年間の業務委託契約等収入の全てを示す必要はありません(いずれか1カ所で可)。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

2. 申請する(申請後の流れ・不正受給時の対応)

※申請が完了すると給付額の変更は受け付けられません
※重複申請は給付の遅れに繋がりますのでご遠慮下さい

申請後の流れ

申請いただいた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。その際、追加の資料提出等を求める可能性があります。

通常の事業収入の場合(中小法人向け、個人事業者等向け)に比べて、確認に時間がかかり、入金までに大幅な時間を要する場合があります。また、確認の結果、申請内容が給付要件を満たさない場合には、給付できません。

なお、確認が終了した際には、給付通知(不給付の場合には不給付通知)を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。

②申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

相談ダイヤル

持続化給付金相談窓口  **0120-279-292**

[IP 電話専用回線] 03-6832-6631

営業時間 8:30~19:00(土曜日・祝日を除く日曜日~金曜日)

開設期間 9/1(火)~2/28(日) 予定 ※12/29(火)~1/3(日)は休みの予定

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請の手続

通常の申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請の特例

※通常の申請では不都合が生じる方のみ
ご覧下さい。

注：申請の特例に設定された条件を満たさなかった場合も、
給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例

A: 証拠書類等に関する特例

A-1	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない場合 税理士の確認を受けた確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書	P.34・35
A-2	2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合(A-1に該当する場合を除きます。) 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え	P.34
A-3	「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合、又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え	P.34

B: 給付額に関する特例

B-1	新規開業特例 2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例 個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書 ※開業日・開始年月日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前 2019年分の確定申告書	P.36~38
B-2	罹災特例 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例 罹災証明書等	P.39

□は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

A-1、A-2、A-3 証拠書類等の特例

2019年の収入に関する証拠書類等として、2019年分の確定申告書類を提出できない場合は、下記の代替の証拠書類等を提出のうえ、申請して下さい。

A-1 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を「給与」として得ており、2019年分の所得税の確定申告義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために確定申告書類を提出できない場合

→ 「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」に必要事項を記入し、税理士の署名又は記名押印の上、確定申告書に代わる証拠書類として提出して下さい。(詳細はP.35)

A-2 2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合(A-1に該当する場合を除きます。)

→ 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え(収受印の押印されたもの)を提出して下さい。

A-3 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合、又はその他相当の事由により確定申告書類を提出できない場合

→ 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控えを提出して下さい。

※この場合、給付額の算定に当たっては、2019年の年間業務委託契約等収入に代わり、2018年の年間業務委託契約等収入を用いることとします。

A-1 確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

・確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書(1枚)

この部分は
申請者が記入
して下さい。

税理士の確認を
受けた上で、この
欄は税理士に記
載してもらって
下さい。
(署名又は記名押
印が必要です)
本欄を申請者が
記載した場合、
虚偽申請となり、
不正受給に問わ
れる可能性があ
ります。

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（主たる収入が雑所得・給与所得の収入の個人事業者等向け）第11条第1項第1号の規定に基づき、令和元年（2019年）の収入金額及び確定申告を要しないことについて、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

注：令和元年（2019年）分の確定申告を要する場合には、本申立書を用いて申請できません。
注：雇用契約による給与収入（パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等を含む）がある場合は、申請できません。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)

(申請者住所)

(申請者電話番号)

2. 私（申請者）の令和元年（2019年）の収入金額は以下の通りです。

区分	収入金額
給与収入	円
その他の収入（区分・金額を記載）	

※譲渡所得、一時所得、退職所得に係る収入は記載不要

3. 申請者が確定申告を要しないことの確認

私（申請者）は、所得税法に規定する確定所得申告を要しない場合に該当します。

(チェック欄)
☐

以上

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記2.及び3.の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)

(事務所名称)

(事務所住所)

(税理士登録番号)

記入した日付を
記載して下さい。

申請者の記名
又は署名押印
をして下さい。

収入金額を1円
単位で記載して
ください。
給与収入以外
がある方は、そ
の他欄に所得
区分と金額を記
載してください。

確定申告義務
がない（以下の
ケース）ことを
確認し、チェック
してください。

※1 本申立書を用いて確定申告書の代替とできるのは以下の方です。

- ①「給与」を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の場合
- ②「給与」を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円以下の場合。

※2 なお、確定申告義務がない場合であっても、その他の収入があり、各区分の収入額が給与収入よりも大きい場合には申請できません。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

B-1 新規開業特例

2019年1月から12月末までに新規開業した事業者は、下記の適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

●適用条件

2020年の対象月の業務委託契約等収入が、**2019年の月平均の業務委託契約等収入より50%以上減少**している場合。

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S: 給付額(上限100万円)

A: 2019年の年間業務委託契約等収入

M: 2019年の開業後月数(開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B: 対象月の業務委託契約等収入

追加が必要な証拠書類等(以下のいずれか)

- 個人事業の開業・廃業等届出書(税務署に提出したもの)
(開業日**2019年12月31日以前**かつ提出日**2020年4月1日以前**)
- 事業開始等申告書(地方自治体に申告したもの)
(開始年月日**2019年12月31日以前**かつ申告日**2020年4月1日以前**)

算定例

2019年10月に開業 2020年3月を対象月とした場合

	2019年									2020年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円							30	40	50	30	30	20

2019年の業務委託契約等収入合計・120万円
月平均の業務委託契約等収入・40万円

対象月の
業務委託契約等収入
20万円

50%減

A(2019年の年間業務委託契約等収入) = 30 + 40 + 50 = 120万円

M(2019年の開業月数) = 3か月

B(2020年の対象月の業務委託契約等収入) = 20万円

$120 \div 3 \times 12 - 20 \times 12 = 240 > 100$ 万円(上限額)

給付額100万円

B-1 新規開業特例

■個人事業の開業・廃業等届出書

当該届出書は、開業日が2019年12月31日以前であり、かつ当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であること。

※收受印(受付印)が押印されていること(e-Taxを通じて届出を行っている場合には「受信通知」を添付して下さい)

※收受印(受付印)が押印
されていること。

提出日が2020年4月
1日以前であること。

開業日が2019年12月
31日以前であること。

1040	
個人事業の開業・廃業等届出書	
納税地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください) (〒 -) (TEL - -)
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)
フリガナ	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生
氏名	印
個人番号	
職業	フリガナ 屋号
個人事業の開業等について次のとおり届けます。	
届出の区分	開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名 事務所・事業所の(新設・増設・移転・廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 氏名
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業(農業)所得 [廃業の場合……全部・一部()]
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 令和 年 月 日
事業所等を 新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地 (電話) 移転・廃止前の所在地
廃業の事由が法 人の設立に伴う ものである場合	設立法人名 代表者名 法人納税地 設立登記 平成 令和 年 月 日
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・無
事業の概要 (できるだけ具体 的に記載します。)	
給与等の支払 状況	区分 従業員数 給与の定め方 税額の有無 専従者 人 有・無 使用人 有・無 計 有・無
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の 提出の有無	有・無 給与支払を開始する年月日 平成 令和 年 月 日
関係税理士 (TEL - -)	税務署 整理番号 整理印 整理欄
	整理番号 A B C 番号確認 身元確認 01 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 24

B-1 新規開業特例

■事業開始等申告書

当該申告書は、開始・廃止・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であること。

※収受印(受付印)等が押印されていること。

※収受印(受付印)が押印されていること。

開始・廃止・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であること。

申告日が2020年4月1日以前であること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書(個人事業税)

受付印

		新(変更後)	旧(変更前)
事務所(事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。			
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立その他()
※法人設立	所在地	法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電話番号
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
		年 月 日	
		氏名 ㊞	
		都税事務所長 支 庁 長 殿	

(日本産業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

B-2 罹災特例(罹災の影響を受けた事業者)

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等(発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。)を提出する場合に限り、2019年の収入に代えて、罹災した前年の収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出して下さい。

(登録番号)	
罹 災 証 明 書	
世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項①)	
罹災原因	年 月 日の による
被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 半壊未満 ☐ 半壊未満に達しない (一部損壊)
(追加記載事項②)	
[※] 住家とは、現実に居住(世帯が生活の基盤として日常的に使用していることという。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急補修等の対象となる住家)	
(追加記載事項③)	
上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 〇〇市町村長 印	

※罹災証明書の名称は各自治体により異なる場合があります

■代替が必要な証拠書類等

①罹災前年分の確定申告書類(2019年の確定申告書類を代替)

■追加が必要な証拠書類等

②罹災証明書等(発行年は、2018年又は2019年のものに限りです)

※給付額は①の確定申告書類を元に計算します。